

下水道使用料改定に関する住民説明会開催結果

日時 (登別地区会場)
平成29年1月23日(月)
18:30~19:45
(鷺別地区会場)
平成29年1月24日(火)
18:30~19:45
(幌別地区会場)
平成29年1月25日(水)
18:30~19:45

場所 (登別地区会場)
婦人センター講堂(2階)
(鷺別地区会場)
鷺別公民館ホール(2階)
(幌別地区会場)
登別市民会館中ホール(2階)

1. 開催概要

・市説明員

13名

・住民説明会参加者

登別地区 4名

鷺別地区 9名

幌別地区 14名

計27名

2. 開催結果

(1) 開会

(2) 登別市あいさつ

山谷都市整備部長よりあいさつ

(内容)

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、日頃より市役所の活動にご協力いただいていることに重ねてお礼申し上げます。

さて、市の下水道事業は、平成2年度の供用開始から25年以上が経過し、大きな転換期を迎えつつあります。

というのも、市では、下水道の整備を急ピッチで進めてきた結果、平成22年度をもって、下水道の大規模整備も一段落しました。これに伴い、平成24年度まで右肩上がりが増えてきた使用料収入も、平成25年度を境に減少に転じたところです。

さらに、今後予想される人口減少は、収入の減少に拍車をかけるものと予想され、そうした中で安定的にサービスを提供していくためには、将来を見通しながら計画的に経営を行う必要があるものと考えています。

このため、登別市では、本年度、今後12年間の経営見通しを、「下水道事業経営戦略」という形でまとめ、これに併せて、使用料の見直し作業を行いました。

その結果、平成40年度には、累積で11.75億円の資金不足が生じる見込みであることから、市では、平成30年に下水道使用料を引き上げざるを得ないと考えているところです。

仮に使用料引き上げとなれば、平成10年度以来、約20年振りの改定になりますが、使用料の引き上げは、市民生活に大きな影響を与えます。このため、現時点では市の考え方に留まる段階ではありますが、今回、利用者の皆様に市の考え方を直接説明する機会を設けさせていただきました。

今後は、利用者の代表や専門家で構成する審議会、市民の代表である市議会の意見はもちろん、今回の説明会の結果なども参考にしながら、正式に市としての方針を決定する予定ですので、参加者の皆様におかれましては、小さなことでも結構ですので、遠慮なくご質問、ご発言いただければと思っております。

それでは、本日はよろしく願いいたします。

(3) 市からの資料説明

別紙資料に基づき、以下の事項を説明

- ・登別市の下水道事業について
- ・下水道事業の経営状況と今後の経営見通しについて
- ・下水道使用料の改定について

(4) 参加者の皆様からの質問

●登別地区

(質問)

・現在、登別市の下水道使用料は全道35市中16位とのことだが、引き上げ後は何番目になるのか？

⇒(回答) 仮に現在の改定案で引き上げとなった場合には、1ヶ月に20m³の水道を使用する一般家庭で、現行3,629円が4,169円に引き上げとなり、35市中高い方から13番目となる。

・現在、全道35市中16位であるものが、13位になるということは、改定により3番しか上がらないということか？

⇒(回答) ご指摘のとおり。自治体名で言えば、現行、滝川市が高い方から13位となっているので、この位置に入ることになる。

・全道35市との比較は、あくまで一つのケース(1カ月の水道使用量20m³)を設定して比較した結果ということか？

⇒(回答) こうした比較を行う場合には、1カ月の水道使用量が20m³の一般家庭をモデルとするのが一般的であり、これにより比較した結果である。

・平成40年度までに11億円以上の資金不足が生じる見込みとのことだが、何に基づいて不足額を算出しているのか。また、資金不足額が急速に増えていくのはなぜか？

⇒(回答) 本年度、市が作成した12年間の経営見通し(下水道事業経営戦略)に基づき、40年度までの経営状況を検証した結果、累積で11億円以上の資金不足が生じる見込みである。また、資金不足が急速に拡大する理由であるが、収入面で見れば、その年度の元金返済に充てるための借金(資本費平準化債)が借りられなくなっていくこと、支出面で見れば、過去に借り入れてきた資本費平準化債の元金返済金が増嵩することが要因と考えている

・登別市の借金は減ると聞いていたが、そうではないということか？

⇒(回答) 下水道事業についても、施設建設に係る借金の返済金は大きく減少していくものの、過去に借り入れた資本費平準化債の元金返済金は、平成40年度(現経営戦略の最終年度)まで一貫して増加する見込みである。このため、資本費平準化債に係る返済金の増額分が、施設建設に係る借金返済金の減額効果を打消し、借金

返済金、特に元金返済金の総額としてみると、平成40年度までの減額幅が非常に小さくなっている(平成40年度の元金返済金は、29年度に比べて8千万円程度しか減額とされない見込み)。一方で、元金返済金に充てるために借り入れてきた資本費平準化債は、制度上、借入可能額が年々少なくなる見込みであり、その結果、資金不足額が急速に拡大する結果となっている。

- ・今回の改定案は、平成30年度から37年度の8年間で算定したとのことだが、その後はどうなる見込みなのか？

⇒(回答) 市では、4年毎に使用料改定の必要性を検証することとしており、平成38年度以降については、その時点で検証を行うこととなる。ただ、現在の見通しに基づいて申し上げれば、仮に改定案どおり引き上げを行った場合には、平成37年度までの間は、使用料を据え置くことができるが、平成38年度には、再度使用料の引き上げを考えなければいけないのではないかと見込んでいる。

- ・使用料改定の検証にあたっては、今後12年間の経営見通しを基にしているとのことだが、その経営見通しは人口をどの程度で見ているのか？

⇒(回答) 今後12年間の経営見通しでは、平成40年度の人口は28年度から約5千人減少するものと見込んでいる。今回の改定案では、15%程度の引き上げを行いたいとお話ししているところだが、仮に、今後12年間、平成27年度末の人口のまま減らないと仮定した場合には、10%程度の引き上げで済んだのではないかと推測される。このことから、人口の減少が少なからず影響しているものと考えている。

- ・引き上げる、引き上げないではなく、不足の要因が見えない。永久的に不足が続くのではないかとも思える。例えば、人口が減ってきたからということだけでないのではないか？

⇒(回答) 人口が減ることも影響しているが、さきほども申し上げたように、支出面而言えば、借金返済金のうち、これまで元金返済を賄うために借り入れてきた資本費平準化債の返済金の増嵩、収入面而言えば、これまで財源調整のために借り入れてきた資本費平準化債の借入可能額が、制度上、年々少なくなっていくことが影響しているものと考えている。一言で言えば、これまでの20年間、資本費平準化債の制度を最大限活用しながら、や

り繰りを行ってきたが、そのやり繰りに限界が生じたものと考えている。

- ・登別市の借金返済が落ち着くのはいつ頃なのか？

⇒（回答）下水道事業に関して言えば、借金返済金の総体としてみれば、金額的ピークはここ1、2年となる見込みである。しかし、さきほど申し上げた資本費平準化債に係る返済金は、今後も年々増加していく見込みとなっている。現在の経営見通しは、平成40年度までのものであり、その後について確定的なことは申し上げられないが、資本費平準化債に係る返済金に限って言えば、41年度以降も増加していくものと考えており、危機的な状況に陥るのを回避するためにも、現在の経営見通しを、4年毎に見直し、更新していきたいと考えている。

- ・資本費平準化の借金返済はいつまで続くのか？

⇒（回答）資本費平準化債は20年間の返済期間で借入れている。例えば、平成27年度に借入れたものは、平成47年度に返済が終了することとなる。さきほども申し上げたように、制度上、資本費平準化債の借入可能額は、年々少なくなっていく見込みであり、その借入額は否応なく減額していくものと考えている。このため、平成41年度以降の見通しが無い現段階で、確定的なことは申し上げられないが、41年度以降、10～15年の間には、資本費平準化債の返済額は減額に向かうのではないかと思われる。

- ・今後も、資本費平準化債を借り入れていくのではないかと？

⇒（回答）資本費平準化債の借入可能額は、国が定めたルールに則って算出することになっている。具体的には、減価償却費と元金返済金の額を比較し、元金返済金が減価償却費を上回っている部分について、資本費平準化債として借入できる仕組みとなっているが、元金返済金から減価償却費を差引する際、元金返済金から資本費平準化債分の返済金を除いて計算することとなる。当市の場合には、施設建設のための借金返済金は年々減っていき、借金返済金に占める資本費平準化債の割合が高くなっていくため、計算に用いる元金返済金が小さくなり、結果として、資本費平準化債の借入可能額が少なくなっていく見込みである。よって、さきほども申し上げたように、制度上、資本費平準化債

を借り入れることは難しくなっていく。

- ・資本費平準化債の借入れがなければ、借金はゼロになるのか。借金が無くなるわけではないと思うが？

⇒（回答）ご指摘のとおり、借金が無くなることはない。毎年度、若山浄化センターの設備更新や雨水管渠の新設を行っており、これに係る借金は生じていく。ただ、当市では、大規模施設の建設は終了しており、今後の借入額は返済金に比べて少額であることから、借金残高は年々減少していくものと考えている。また、各年度の返済金についても、年々減少していくものと考えている。

- ・市民にとっては、引き上げるとしても、先行きが分かれば安心できるのだが、将来の見通しが見えず、不安である。

⇒（回答）さきほど申し上げたように、今回に関しては、平成30年度から37年度までの8年間を対象に、使用料を算定した。よって、現在の経営見通しによれば、平成37年度までは、使用料の引き上げは必要ないものと考えている。また、その先に関しては、これもさきほど申し上げたことであるが、あくまでその時々を検証を行うことになるものの、現在の見通しによれば、平成38年度に、再度引き上げを検討しなければならない可能性が高いものと考えている。

- ・8年間はわかるが、その先はどうなっていくのか。これまでの説明によれば、人口減少だけが要因ではないことから、その先も使用料の引き上げが続いていくのではないか？

⇒（回答）さきほども申し上げたように、あくまで現在の経営見通しに基づけばということであるが、平成38年度には、再度引き上げを考えなければならない可能性が高い。さらにその先に関しては、現在の経営見通しが平成40年度までのものであるため、確定的なことは申し上げられない。

- ・利用者である市民としては、先々の将来がどうなるのか知りたいところである。

⇒（回答）さきほど申し上げたように、今回については、平成30年度から37年度までの8年間を対象に、使用料を算定した。よって、現在の経営見通しによれば、平成37年度までは、使用料の引き

上げは必要ないものと考えている。また、その先に関しては、これもさきほど申し上げたことであるが、あくまでその時々を検証を行うことになるものの、現在の見通しによれば、平成38年度に、再度引き上げを検討しなければならない可能性が高いものと考えている。国は、使用料の算定期間は3～5年に設定すべきとの考え方を示しており、市内部では、今回、算定期間を8年に設定するにあたって、期間が長すぎるのではないかという意見があった。というのも、算定期間が長くなると、不確定要素が多くなり、使用料を高く設定してしまう恐れがあるからである。また、経営見通しについても、現在の見通しは、平成40年度まで12年間を対象とするものであるが、さらに長い期間を対象とすれば、当然不確実性も高くなることから、先々の見通しをとという市民感情は理解するものの、現段階においては、平成40年度までの見通ししか申し上げられないのが現状である。

- ・借金の返済が減少していくことにより、経営が安定していくのではないのか。何故、使用料の引き上げが必要なかが分からない。

⇒（回答） さきほども申し上げたように、借金の元金返済金自体は、平成40年度には、29年度に比べて8千万円程度減少する見込みであるが、その内訳を見ると、施設建設に係るものは2億4千万円程度少なくなるにも関わらず、資本費平準化債分が1億6千万円程度増え、施設建設分の減額効果を打ち消している状況にある。また、収入面でみると、平成40年度における資本費平準化債の借入額は、29年度に比べて2億4千万円程度減少する見込みである。このように支出、収入両面を見ていただくとわかるように、元金返済金は8千万円程度しか減らないのに対し、これまで元金返済を賄ってきた資本費平準化債の借入が2億4千万円程度減少するわけで、収支が急速に悪化する理由がご理解いただけると思う。さきほどから申し上げていることであるが、これまでの20年間、資本費平準化債の制度を最大限活用しながらやり繰りを行ってきたが、そのやり繰りにも限界が生じ、使用料の引き上げが必要になる状況と考えていただければと思う。

- ・使用料の改定時期を、平成30年4月1日ではなく、1月1日にするのはなぜか？

⇒（回答） 通常は年度単位で考え、4月1日とするのが順当なところでは

あるが、これまでご説明してきたように、下水道事業の経営は非常に厳しいことから、十分な周知期間を確保しつつも、いち早く対策を講じるため、改定時期を3カ月間早め、1月1日にしたいと考えている。ただ、これはあくまでも、現時点における市の考え方であることから、最終的には、住民説明会での意見なども参考に検討したいと考えている。

- ・年度単位で考えると、平成29年度に関して言えば、年度中（平成30年1月1日）に使用料の改定が生じ、（町内会などでは）予算上、不都合が生じるのではないかと？

⇒（回答）1月1日に料金表自体は変更されるが、実際に、新たな料金表による請求が始まるのは2か月後の平成30年3月の請求からとなる。登別地区の場合は偶数月の請求なので、仮に平成30年1月1日の改定となると、平成30年4月から、新料金表による請求となる。

- ・本日の説明会は4名しか参加者がいない。次回、説明会を開催するときには、昼間に実施した方がもっと集まりやすいのではないかと？

⇒（回答）仮に平成30年の改定ということになれば、市議会における条例改正案可決後に、再度説明会を実施する予定であることから、いただいたご意見を参考に、時間設定を行いたい。

- ・温泉地区で公共下水道事業を実施する場合、経営にどのような影響を与えるのか？

⇒（回答）温泉地区で公共下水道事業を実施するにあたっては、3つの問題がある。第一に、温泉地区のホテル等は、既に自前の浄化槽を持っており、（市により下水道管が敷設されたとしても）下水道を利用するためには、ホテル側にも新たな設備投資が必要となるため、果たして利用してもらえるか見通せない状況にある。2つ目の問題点は、若山浄化センターでは、バクテリアなど微生物を利用して、雑排水などの分解処理を行っているが、もし、温泉水が下水道管に排出された場合には、バクテリアに対する影響等が考えられる。最後に、温泉地区まで下水道管を引くためには、地形的に1～2か所ポンプ場も必要となり、莫大な設備投資が必要となる。こうしたことから、当面の間は、中登別町と同様、温泉地区についても、浄化槽で対応することとしている。

●鷺別地区
(質問)

- ・現在、登別市の下水道使用料は全道35市中16位とのことだが、引き上げ後は何番目になるのか？
⇒(回答) 仮に現在の改定案で引き上げとなった場合には、1ヶ月に20m³の水道を使用する一般家庭で、現行3,629円が4,169円に引き上げとなり、35市中高い方から13番目となる。

- ・4年毎に使用料改定の必要性を検証することとのことだが、なぜ今回は8年間を対象に料金を算定することとしたのか？
⇒(回答) 平成30年度～33年度の4年間で算定した場合、この4年間に限って見れば、4%未満の改定率で足りるものの、さらにその4年後を見通すと、平成34年度に20%を超える改定が必要となる見込みである。このため、今回に関しては、平成30年度～37年度の8年間を対象に使用料を算定することとした。ただ、4年毎の検証作業を行わないということではなく、4年後には、再度、平成33年度～37年度を対象に、使用料が適正な水準にあるか検証する予定である。ただ、現在の経営見通しでいけば、平成30年度～37年度までの8年間に関しては、使用料引き上げの必要が生じることは無いものと考えている。

- ・8年後にまた改定する可能性は大きいのか？
⇒(回答) 先程説明したとおり、平成40年度までの経営見通しをたてており、これで見ると、8年間に関しては改定の必要は無いが、9年後の平成38年度には、もう1度改定が必要ではないかと推測される。ただ、あくまでも現在の経営見通しに基づけばということであり、今後の推移により状況が変化する可能性はある。いずれにしても、4年毎に使用料改定の必要性を検証していくので、その時々判断していくことになる。

- ・料金改定が必要となった原因のひとつに人口減少もあるようだが、人口が減少するという事は、使用料収入が減るのはもちろんだが、汚水処理費が減るというメリットもあるはずである。逆に、人口が増えれば、使用料収入が増える半面、処理費用が増えるというデメリットもあるものと考えられるが、人口推移の影響をどのように捉えているのか。
⇒(回答) ご指摘のとおり、人口の減少と増加は、経営の面でそれぞれメリットとデメリットがあるが、下水道の場合、スケールメリッ

トの働く要素が高く、処理量が増えることにより、1 m³あたりの処理費用は低下していくことから、経営の面から言えば、人口減少よりも増加の方が好影響を与えるものと考えている。人口減少により、1 m³あたりの処理費用は増加することに加え、使用料収入にも直接的に影響を与える。仮に、平成40年度まで人口が変わらないものと仮定した場合、現在の改定案と同規模の増収額を確保するとしても、10%程度の引き上げで済むものと推測される。

- ・下水道使用料に限らず、国民健康保険税やし尿処理手数料の引き上げなど、様々な分野で市民負担の増加が進んでおり、今後も、各分野で引き上げが続いていくのではという不安を持っている。行政にとっては、各分野での事柄であるが、市民にとっては、ひとつの家計に影響を与えるものである。市としては、各分野で市民負担増を図る際、全体のバランスをどのように考えているのか。

⇒（回答）都市整備部が所管する水道料金のお話をさせていただくが、水道料金についても、現在、改定の検討を行っているところである。水道施設は、昭和30～40年代以降に建設されたものが多く、2つの浄水場、水道管についても老朽化が進んでおり、あと数年で耐用年数が到来することから、施設の更新・延命化の必要性が高い。水道事業についても、下水道事業同様、長期の10～12年間程度の経営戦略を立て、支出をいかに抑え込むかなどを検討するほか、人口減少などを踏まえ、どのような料金体系が良いのか検証を行う予定である。

- ・人口減少が要因のひとつとなっているようだが、市の基本的な考え方として、人口減少に対する対策は持っているのか？

⇒（回答）人口減少については、大都市を除くほとんどすべての市が抱えている問題である。専門とする部署ではないので明確な回答ができるかわからないが、人口増加には、人の引っ張り合いをするのか、子どもを増やすのかなど、複数のアプローチがあるものと考えている。当市の取り組みとしては、これまでも、温泉街のマンションの一室を借上げ、移住体験事業を実施してきたが、現在、宅建協会等と連携を図りながら、空き家を利用した移住の取り組みができないか検討しているところである。加えて、室蘭市、伊達市など近隣市町と連携し、リタイヤ世代を誘致し、生涯ケアを提供するという、日本版CCRC実現に向け

た取組を進めていくことなどを考えている。

- ・なぜ20年間、使用料を据え置くことができたのか？

⇒（回答）借金の返済金は支出の大きな部分を占めているが、その推移を見てみると、平成10年度に約8億円だったものが、平成27年度には約15億円と約7億円増えている。通常であれば、使用料引き上げの必要性が生じる状況だが、この間、市本体からの補助金が約4億円増えたことに加えて、国のルールに基づき、借金の元金返済金に充てるための新たな借金を毎年度借り入れてきた。資本費平準化債といわれるものだが、この借金の制度を最大限活用し、平成16年度から平成27年度までに累計で約40億円借り入れてきている。これら市本体からの補助金の増額、資本費平準化債の借入により、なんとかやり繰りを行い、この20年間、使用料を据え置いてきた状況である。

- ・若山浄化センターの運転は、民間事業者に委託しているようだが、市は、施設内で行われている業務内容を理解しているのか。人件費をもっと減らせるのではないかと思うが、どう考えているのか？

⇒（回答）若山浄化センターの管理については、平成25年度より、施設の運転管理を包括的に民間事業者に委託しているが、現在でも、毎日のように、市職員が浄化センターに赴いている。運転管理を包括的に委託することのメリットとしては、1つには、民間のノウハウにより、安全・安心な維持管理が行われる点であるが、加えて、経費についても減少効果を見込んでいるところである。現在、どの程度の効果が出ているのか検証しているところであるが、維持管理経費が下がっていることは間違いなく、人件費に関しても抑えられているものと考えている。

- ・施設の維持経費が、支出総額の10%程度を占めているようだが、若山浄化センターは、運転開始から25～6年程度しか経過しておらず、まだ経費の面で見直しできるところがあるのではないか？

⇒（回答）現在、包括的な運転管理の委託、その他これまでの経費削減策による効果を精査しており、その結果を踏まえて、新たな取組を進めていきたいと考えている。ちなみに、施設の維持経費には、浄化センターだけでなく、管渠に係る維持経費も含まれている。

●幌別地区
(質問)

- ・下水道使用料の改定ということだが、実際には上下水道料金をまとめて支払うことになるので、水道料金の引き上げの見込みなどについて聞きたい。
⇒ (回答) 上水道に関しては、昨年、この先50年を見通した水道ビジョンを定めて、さらに来年度には、下水道と同様、10～12年の期間を想定した中長期的な経営戦略の策定を進め、水道料金改定の必要性についても検証を進める予定である。検証の結果、経営が厳しいということになれば、今後、利用者である市民の皆様に、料金改定のお願いをせざるを得ないことになる。

- ・引き上げによる影響額についてだが、ここで示されている影響額は、水道料金と下水道使用料をあわせたものなのか。
⇒ (回答) 現在のところ、水道料金の値上げは予定されていないので、資料でお示しした影響額は、あくまでも下水道使用料引き上げによる影響額である。

- ・下水道使用料の全道比較資料について、1ヶ月20m³の家庭を基準とする理由は？
⇒ (回答) 下水道使用料の水準を自治体間比較する際には、全国的な統計資料を用いることになるが、この統計資料では、1ヶ月20m³の水道を使用する一般家庭がモデルとなっている。なぜ1ヶ月20m³を基準とするのかということであるが、1人あたりの1ヶ月の水道使用量は7～8m³とされており、標準的な世帯の構成人数を2～3人と考え、20m³をひとつの目安としているものと推測される。

- ・登別市の場合、1人あたりの1ヶ月の使用量はどの程度なのか？
⇒ (回答) 1人あたりで計算すると、1ヶ月7～8m³となっている。

- ・経営戦略の対象期間が12年間となっている理由は？
⇒ (回答) 使用料改定の必要性の検証は4年毎に行うこととしており、4を単位に3回分ということで12年という期間を設定した。加えて、下水道事業は、市本体から多くの補助金をもらっており、市本体の財政状況を抜きに経営を語れない面があるが、市本体の財政見通しも4年を単位としていることから、見直しのタイミングを市本体と合わせることも考え、12年としたところである。

- ・ 1ヶ月8～50㎥の水道を使用する世帯、50㎥を超える水道を使用する世帯はそれぞれ何%程度なのか？

⇒（回答）1カ月の水道使用量の世帯割合についてのご質問だと思うが、これに関する資料を本日持参していないため、参考までに、水量全体に占める8～20㎥、20㎥～50㎥、50㎥超の割合についてお示しさせていただく。平成27年度実績で、水量全体に占める8㎥までの水量の割合は48%程度、8～20㎥は34%程度、20～50㎥は8%程度、50㎥以上が9%程度となっており、8㎥までの水量の割合が一番高い状況である。

- ・ 多く水を使用する人の影響額が高く設定されている理由は？

⇒（回答）改定率の設定にあたっては、お子さんが1～3人お持ちの4～6人世帯への影響を抑えるということも念頭に置いたところである。実際、一般家庭で、1カ月の水道使用量が50㎥を超える世帯は決して多くない状況であり、一般家庭の中でも比較的水道使用量の多い、子育て世帯の負担をできるだけ減らすことを考えた。ただ、ご指摘のように、大量に水を使用する方には、今の料金表よりも不利となっているのは確かであり、この改定率が良いのかどうかも含めて、現在、利用者の代表や専門家で構成する下水道事業運営審議会に審議していただいているところである。審議会からの意見を踏まえて、最終的な改定案を決定することになるが、決定の際には、本日の住民説明会での意見も踏まえて、検討させていただきたい。

（5） 閉会